

## (本県の取組状況と課題)

### (2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

○ 大雪時の円滑な交通の確保に向けた制度設計と財政支援

#### 【課題】

- ・ **令和3年12月の大雪**では、スタック車両の発生をきっかけに高速道路において **27時間通行止め**となり、一旦開放されたが、すぐに **10時間の通行止め措置**が行われた。
- ・ 高速道路と並行する直轄国道を同時通行止めしたものの、県北部では**国道8号を含め一般道において交通量が増加したことで**除雪作業が進まず、各地で車両スタックが発生し、**大渋滞**となり県民生活が混乱した。
- ・ また、この大渋滞により道路管理者がパトロールを十分に行えず、**道路監視カメラ等も十分に設置できていないことから、情報を収集することが困難**で適切な除雪指示ができなかった。



#### 【新制度の設計】

- ・ 周辺の交通状況を考慮し、市街地など通行止めの影響の大きい地域での**早期開放のルール化**が必要
- ・ 一部の道路に交通が集中することを防ぐために、高速道路であっても一般道の道路情報を提示するなど**広範囲にわたり広域迂回を促す案内**を発信することが必要
- ・ 通行止めにより交通量が増加することとなる代替路の交通流を確保するため、本来道路管理者による除雪だけでなく、**通行止めを実施する道路管理者による代替路の除雪を応援する体制構築**が必要
- ・ チェーン不携帯や未装着車両のドライバーの危機意識を高めるため、**冬用装備が不十分な車両所有者に対して厳しく指導できる権限を道路管理者にも付与**することが必要

#### 【交付金の拡充】

- ・ 老朽化した除雪機械の更新頻度を加速化ができるよう**雪寒事業費の重点的な財政支援**が必要
- ・ 監視カメラ等を追加して情報収集の機能強化を図るなど、道路を監視する**システムの高度化(DXの強化)**にかかる費用を交付金対象にすることが必要

○ ナショナルサイクルルートへの活性化に向けた自転車利用環境整備等への財政支援

#### 低速コースの整備 家族連れゆっくりサイクリング



#### 自転車歩行者専用道路の整備

【県管理道路】  
計画延長：99km  
⇒R4年度整備完了予定

#### 上級コースの整備 スポーツサイクリング等



#### 自転車通行帯の整備

【県管理道路】  
計画延長：30km（～R9目標）  
整備延長：11km（R3年度末）



- ・ 世界に誇るサイクリングロードを目指す「ビワイチ」では、ナショナルサイクルルートに指定されている「低速コース」の整備（自転車歩行者専用道路等）を令和4年度中に完了予定
- ・ より安全なスポーツサイクリング体験と「ビワイチ」の**地域ブランド**を磨き上げるため、「上級コース」の**自転車通行帯整備**を推進しており、引き続き**財政支援**が必要

## (本県の取組状況と課題)

### ○ 未就学児の移動経路などを含むよう交通安全対策補助の対象事業の拡大

- 安全な社会を実現するために、関係機関が協力し、より一層スピード感を持って**危険箇所の安全点検・対策**を推進していくことが求められている。
- 交通安全対策補助**は、千葉県八街市の事故を受けて令和3年度に実施した通学路合同点検に基づく小学校通学路の対策必要箇所のみが対象であるが、令和4年度以降の通学路合同点検（未就学児の移動経路および中学校の通学路も含め）で抽出される対策必要箇所も対象事業とするよう、**制度拡充**が必要
- 通学路を含む子どもたちが活動する一定の生活エリアにおいて、歩道整備やハンプ設置等を行う**地区内連携事業**を計画的に推進できるよう、継続的な財政支援が必要



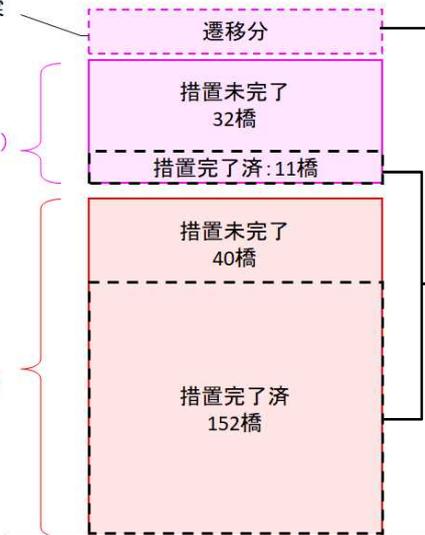
### ○ 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換に向けた財政支援

- 滋賀県では令和3年度末時点で**措置未完了が72橋**。予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、**毎年、約20橋の対策**を進めている一方で**約14橋がⅠ・Ⅱ判定からⅢ判定へ遷移**している。これまでの予算水準では、**予防保全型への移行に約12年間**かかる見込み。
- 早期対応が必要な道路施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）への老朽化対策を加速化するためには、**重点的かつ集中的な財政支援**が継続して必要

新たにⅠ・Ⅱ→Ⅲに遷移する橋梁 約14橋/年

2巡目点検 (3年目(R1~R3)) 判定区分Ⅲ 43橋

1巡目点検 (H26~H30) 判定区分Ⅲ・Ⅳ 192橋



【R3年度末時点】1巡目+2巡目(R1~R3)

判定区分Ⅲ・Ⅳ 235橋  
うち措置完了済 163橋  
措置未完了 **72橋**

これまでの予算水準では予防保全への移行に**約12年必要**

【R4年度以降】

年間判定区分Ⅲ・Ⅳの減少数：②-①= **6橋/年**  
→ ※新たにⅠ・Ⅱ→Ⅲに遷移(※43橋/3年) 14橋/年・・・①  
→ ※これまでのペースで措置(※163橋/8年) 20橋/年・・・②



担当：土木交通部道路保全課 歩行者・自転車安全係、防災保全係 TEL 077-528-4133



# 住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進

- 激甚化・頻発化する水害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から治水施策を更に推進することができるよう、支援の拡大を図りたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 事前防災対策の計画的な実施

- 5か年加速化対策のための治水予算の確保
- 湖沼等に流出した流木等の処理に対する財政支援制度の創設

### (2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 浸水範囲を頻度毎に示した水害リスクマップの作成に対する財政支援制度の創設

### (3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策（大戸川ダム・瀬田川(鹿跳溪谷)改修)の推進
- 天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
- 地方整備局等の体制の充実・強化

### (4) ダム水源地域の活性化の推進

- 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた国主体による地域整備の推進
- 大戸川ダムにおける付替道路の早期整備による水源地域振興の推進

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 事前防災対策の計画的な実施

- 気候変動により激甚化・頻発化する水害から住民のいのちと暮らしを守るため、事前防災対策の加速化が必要。
- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の安定的な措置が必要。
- 洪水により湖沼等に大量に流出した流木等が、水門や堰等に漂着し、機能阻害を招くおそれがあるため、流木等の処理に対する財政支援制度が必要。

### (2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 水害リスク情報の充実のため、外水および内水を考慮した浸水範囲を頻度毎に示した水害リスクマップの作成に対する財政支援制度の創設が必要。

### (3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 琵琶湖周辺の浸水被害を軽減・回避するため、環境や景観の保全等に配慮しながら、大戸川ダム、瀬田川(鹿跳溪谷)の事業推進が必要。
- 琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴い増強される放流能力を最大限活用し、瀬田川洗堰の操作規則を見直し、さらに琵琶湖における事前放流の実施に向けた検討が必要。
- 社会経済的被害が甚大で、事業規模の大きい河川は、直轄による推進が必要。
- 淀川水系の治水対策を推進し、激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC-FORCE等を含む地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

### (4) ダム水源地域の活性化の推進

- 丹生ダム中止に伴う水源地域の振興のため、地域整備に必要な予算措置や交付金配分額の拡大など、中止を決定した国の財政支援が必要。
- 大戸川ダム水源地域の活性化の推進のため、付替県道大津信楽線の令和4年度中の確実な完成と付替県道栗東信楽線の早期着手が必要。

# (本県の取組状況と課題)

## (1) 事前防災対策の計画的な実施

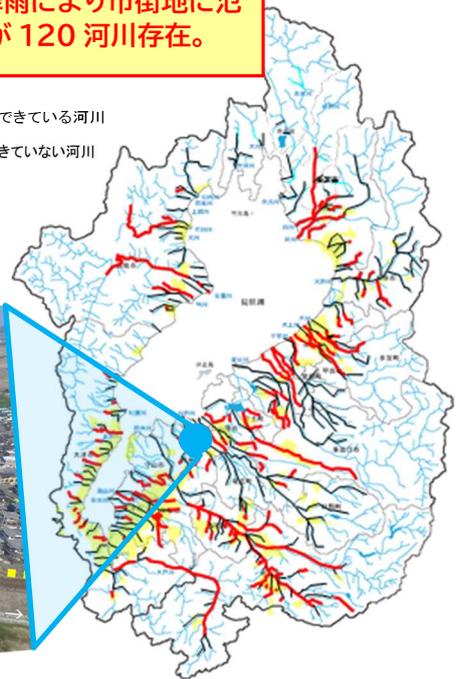
### ○ 5 か年加速化対策のための治水予算の確保

- ・ 令和4年3月に日野川のJR桥梁架替 66 億円の協定を締結
- ・ 県においても単独事業費を大幅に増やし、治水事業の拡大を図っているところ
- ・ 住民のいのちと暮らしを守るため、国の治水事業枠の十分な確保が必要



天井川が全国最多の 81 河川。  
10 年に 1 度の降雨により市街地に氾濫がおよぶ河川が 120 河川存在。

- : 1/10の洪水に対応できている河川
- : 1/10の洪水に対応できていない河川
- : 市街地



66億円の橋梁架替に着手 日野川(近江八幡市)  
予算の集中投資が必要!!!

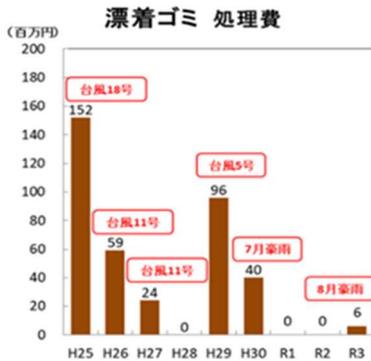


### ○ 湖沼等に流出した流木・漂流物の処理に対する財政支援制度の創設

- ・ 洪水により琵琶湖に大量に流出した流木等に対し、単独費を投入し、流木等処理を実施
- ・ 発生時には湖岸保全施設の機能阻害や水門、河口等の閉塞の恐れがあり緊急に対応が必要
- ・ 海岸では「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」があり、湖沼についても同事業への包括が必要

○『災害関連緊急大規模漂着流木等対策事業実施要項』への記載

- ・ 採択基準: 海岸保全区域 ⇒ 海岸保全区域等
- ・ 事業主体: 海岸管理者 ⇒ 海岸管理者等



単独費で対応しているため、県財政を圧迫



平成 25 年台風 18 号 (守山市、野洲市)



令和 3 年 8 月豪雨 (東近江市)

担当：土木交通部流域政策局 河川・港湾室  
TEL 077-528-4157

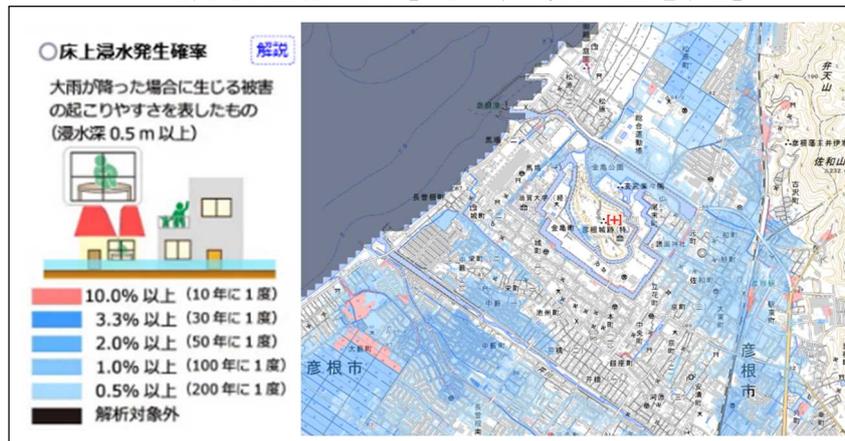
## (本県の取組状況と課題)

### (2) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

#### 〈「しがの流域治水」の取組〉

- ・本県では、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、流域治水の施策推進の基礎情報とするため、平成24年に外水および内水を考慮した水害リスクマップ「地先の安全度マップ」を作成・公表
- ・「地先の安全度マップ」には、「最大浸水深図」等の6種類の図があり、そのうち「床上浸水発生確率図」は、10年に1度から200年に1度までの降雨による浸水範囲を表示
- ・現在、国では、全国109の一級水系において外水（一部地区においては内水も考慮）を対象に、本県と同様の「水害リスクマップ」を作成されているところ
- ・「地先の安全度マップ」は、県流域治水条例に基づき、概ね5年毎に更新することとしているが、計算手法への最新の知見の反映、土地の改変に伴う地形データの修正等、マップの更新には多額の経費が必要

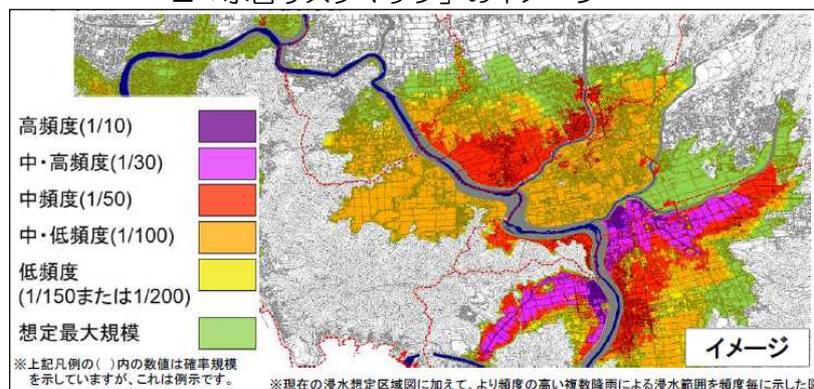
#### ■「地先の安全度マップ」の「床上浸水発生確率図」



#### ○ 浸水範囲を頻度毎に示した水害リスクマップの作成に対する財政支援制度の創設

- ・本県では、水害リスク情報の充実のため、外水および内水を考慮した浸水範囲を頻度毎に示したマップの作成・更新が、引き続き必要と考えている。全国の自治体も含め、作成に取り組めるよう、水害リスクマップの作成に対する財政支援制度の創設が必要

#### ■「水害リスクマップ」のイメージ



担当：土木交通部流域政策局流域治水政策室  
TEL 077-528-4290

## (本県の取組状況と課題)

### (3) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

#### ○治水対策(大戸川ダム・瀬田川(鹿跳溪谷)改修)の推進

- ・大戸川ダム実施にあたっては、本県とも情報共有を図り連携のうえ環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査等の実施が必要
- ・瀬田川(鹿跳溪谷)改修にあたっては、自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮が必要

#### ○天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴う瀬田川洗堰操作規則の見直しの検討

- ・本県においては、琵琶湖周辺の浸水リスクの低減を図るため、事前放流の実施に向けた検討を進めているところであり、引き続き国や関係機関との連携・協力が必要

#### ○社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進

### (4) ダム水源地域の活性化の推進

#### ○丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた国主体による地域整備の推進

- ・ダム中止決定から5年が経過し、地域整備実施計画の見直しを実施。未着手の事業もあることから、基本協定書に基づき、国が責任をもって地域整備の推進を図ることが必要
- ・地域による主体的な地域振興の取組が進められているが、予算確保が課題であり、国の新たな支援制度の創設が必要
- ・ダム予定地や残存山林については県が「自然保護地」として引き受けを行っているところであり、人工林の伐採措置に対する支援が必要
- ・高時川の瀬切れ解消に向け、県では水制工にて水域確保を図っているが、水量確保に向け国による水利調整・支援が必要
- ・地域整備に必要な市道改築への社会資本整備総合交付金の重点配分が必要
- ・事業期間が極めて長い事業などについて、事業中止に伴う関係者の対応に関する新たなルールが必要

#### ○大戸川ダムにおける付替道路の早期整備による水源地域振興の推進

- ・付替県道大津信楽線の令和4年度中の確実な完成が必要
- ・付替県道大津信楽線との高低差解消のため、付替県道栗東信楽線の早期着手が必要



担当：土木交通部流域政策局 広域河川政策室 水源地域対策室

— T42077—528—4274 TEL 077—528—4171

- 激甚化・頻発化する土砂災害からいのちと暮らしを守り、被害を防止・軽減させる事前防災対策を計画的に推進するため、支援の拡大を図りたい。

【提案・要望先】 総務省、財務省、国土交通省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 事前防災対策の推進

- 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進
- なだれ対策施設の施設効果を維持するための補助採択基準の拡充
- 地方整備局等の体制の充実・強化

### (2) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 継続的に実施しなければならない基礎調査事業への財政支援の拡大

### (3) 土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基準の緩和と財政支援

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 事前防災対策の推進

○災害からいのちを守り、地域の社会活動や経済活動における被害を最小化する土砂災害対策を強力かつ計画的に推進するため、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の安定的な措置が必要。

○現在、なだれ対策施設は、長寿命化計画の補助採択基準にないが、既存施設による被害軽減効果を維持するため、計画的なメンテナンスが必要であり、採択基準の拡充が必要。

○激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC - FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

### (2) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

○土砂災害防止法に基づく基礎調査については、概ね5年に一度繰り返し実施していく必要があり、継続的な予算確保が必要となるが、起債充当の対象事業でなく、事業費確保が課題であり、起債の充当や補助率の嵩上げなど更なる財政的支援が必要。

### (3) 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）における補助採択基準の緩和と財政支援

○土砂災害特別警戒区域は、深刻な被害が発生するおそれが高く、これらの地域を集中的に対策し効果的に人的被害を防ぐため、保全人家戸数に係る補助採択基準の緩和と財政支援が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 事前防災対策の推進

- 令和2年度から事業の前倒し補正予算を含め5か年加速化対策事業を推進しているところ。
- 既存施設の効果を維持するため、計画的な長寿命化対策が重要であるが、長寿命化計画の補助採択基準にない、なだれ対策施設も施設効果を維持するため、採択基準の拡充が必要。

#### 【国土強靱化地域計画 掲載箇所】

- 砂防 61箇所
- 急傾斜 28箇所

排砂による容量確保



砂防堰堤



なだれ対策施設



### (2) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 土砂災害防止法により概ね5年に一度繰り返し基礎調査を実施する必要がある。
- 2巡目の基礎調査は、指針改定により、詳細な地形図でのリスク箇所抽出となり、リスク箇所の増加が見込まれるため、継続的な予算確保に課題がある。
- 基礎調査を継続して、区域指定の作業を進めていくためには、起債の対象や補助率の拡大が必要である。

指針改定前 区域指定状況

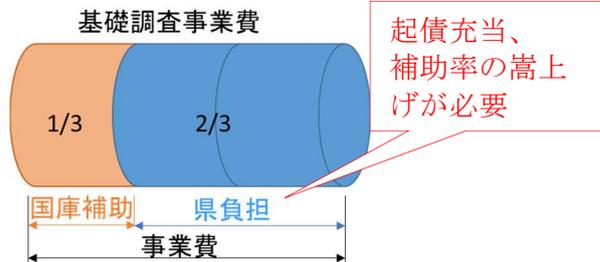


高精度地形情報による抽出後



大津管内では、抽出箇所が約2割増となった。

大津管内では、想定以上に抽出箇所が増えた。今後、県内で抽出業務が進むにつれ、リスク箇所が増加する見込み。



### (3) 土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

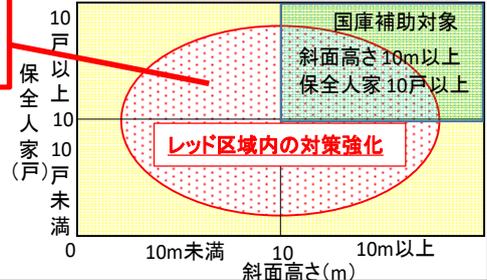
- 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件（保全人家10戸以上かつ斜面高が10m以上）の対象外箇所では対策が遅れており、特別警戒区域内の人家が被災し人的被害の発生事例もある。
- 特別警戒区域内の保全人家の換算方法の見直し等、採択要件の緩和により、従来有効な対策が取れなかった箇所においても事前防災対策を推進し、土砂災害による人的被害を無くすことが必要。

H25 台風 18 号により、保全人家 3 戸のうち特別警戒区域内の住宅 2 戸が全壊し、死者 1 名の被害が発生！



特別区域内 保全人家換算方法の見直し等で対策強化

約2,000戸の住居が特別区域内に存在



担当：土木交通部砂防課土砂災害防止係  
TEL 077-528-4192



# 滋賀の魅力を上させるまちづくりへの支援

- ▶ コロナ禍を契機に、価値が再認識されている公園・緑地等の充実を図り、自然と都市が調和した滋賀の魅力を上させるための取組への支援を図られたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 安全・安心に資する都市計画事業の推進

- 5か年加速化対策を活用し、防災公園や街路整備を着実に推進するための支援

### (2) 「健康しが」に資する公園再整備への重点支援

- Park-PFI等による民間活力を活用するため、公園管理者が行う公園再整備への重点支援

### (3) 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の対象拡充

- 激甚化・頻発化する暴風等の気象災害により、公園や隣接する公共施設の利用に支障が生じている樹木の倒木対策として、老朽木の更新等を支援対象に拡充

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 安全・安心に資する都市計画事業の推進

- 広域拠点となる防災公園や都市の骨格を形成する街路等の都市計画事業を計画的に進めるため、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の安定的な措置が必要。

### (2) 「健康しが<sup>※</sup>」に資する公園再整備への重点支援

- コロナ禍を契機に、需要の高まる都市公園において、Park-PFI等による民間活力を活用した公園の再整備に際し、事業区域周辺において公園管理者が取り組む電気・上下水道などの基盤インフラ等の関連整備についても重点支援が必要。

※「健康しが」とは、「ひと」「社会」「自然」の健康を目指し、滋賀県が取り組んでいる施策のこと。都市公園は、自然に触れ体験する場の創出により「ひとの健康」に、官民連携による経済・観光などの活性化により「社会の健康」に、美しい景観の保全・形成により「自然の健康」に寄与。

### (3) 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の対象拡充

- 白砂青松の景観を形成する湖岸緑地の松林において、近年の激甚化・頻発化する暴風等の気象災害により、多くの枝折れや倒木が発生し、公園利用や隣接する交通量の多い道路の利用に支障が生じている。
- 暴風による倒木の予防保全のため、老朽木や沿道の樹木の更新等といった「都市公園の暴風対策」を支援対象に拡充。

# (本県の取組状況と課題)

## (1) 安全・安心に資する都市計画事業の推進

【広域防災拠点となる金亀公園】



完成イメージ  
(R5供用予定)

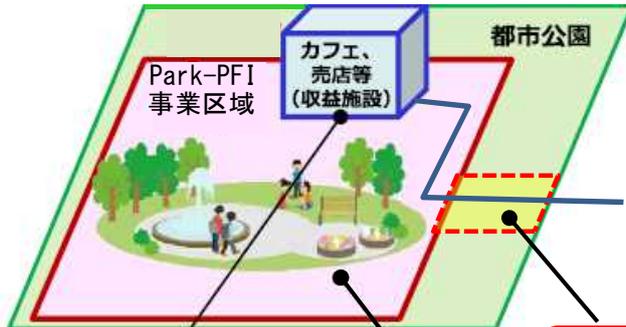


現場状況(R4.1)

【都市の骨格を形成する  
片岡栗東線】



## (2) 「健康しが」に資する公園再整備への重点支援



カフェ、売店等の収益施設

広場、園路等の特定公園施設

【本県の事例】

- 湖岸緑地は、景観に優れ、公園としてのポテンシャルが高く、新たなニーズに対応する販売の創出や利便性の向上を図るため、民間活力導入を図ることとしている。
- しかし、堤外地であるため、電気・上下水道などの基盤インフラ整備が十分でなく、**民間の参入がしにくくなっている。**

**Park-PFI 等と一体的に公園管理者が取り組む関連整備(基盤インフラ等)に、重点支援を!**

(サウンディングにおける企業意見)

- 湖辺域の魅力は非常に高い。
- 季節や天候のリスクがある。
- もっと公共からの支援があれば、事業参入しやすくなる。
- 公園の魅力を高めるために、**行政側でも周辺整備を行って欲しい。**



## (3) 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の対象拡充

**公園施設である樹木について、暴風対策として、老朽木や沿道の樹木の更新等を実施する事業メニューの追加を! 【拡充】**

都市公園安全・安心  
対策緊急総合支援事業

事業メニューの追加・拡充(案)

防犯性の向上	バリアフリー化	耐震改修	感染症対策	豪雨対策	<b>暴風対策</b>
--------	---------	------	-------	------	-------------

(例) 樹木の更新、間伐

湖岸緑地においては、暴風等により、松等が園路や隣接道路へ倒れるなど、利用に支障が生じている状況



担当：土木交通部 都市計画課 都市計画係 TEL 077-528-4182

## 都市計画と連動した住宅政策の推進

- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などに対する住宅補助制度については、持続可能なまちづくりとの整合を図られたい。

【提案・要望先】財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 拠点連携型都市構造の実現に資する支援制度の見直し

- 住宅関係の支援制度において、居住誘導区域や駅・旧町役場周辺など拠点エリアへの誘導を図るためのインセンティブの付与

#### (2) 旧耐震基準住宅の建替を誘導する ZEH 支援制度の創設

- 既成市街地等において旧耐震住宅を ZEH に建て替える場合の除却支援制度の創設

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 拠点連携型都市構造の実現に資する支援制度の見直し

- 本県では、様々なサービス機能が集積した多様な拠点へ居住の誘導を図り、それらを公共交通サービスで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指しているところ。
- この取組は、国のコンパクトシティの考え方とも整合したものであり、地域の多様な拠点エリア（駅や旧町役場周辺等）に質の高い住宅を誘導・集積するため、国の ZEH などの補助制度等においても、従前の性能要件に加えて、まちづくりとの整合の観点から、居住誘導区域や駅・旧町役場周辺等の立地要件に対するインセンティブが必要。

#### (2) 旧耐震基準住宅の建替を誘導する ZEH 支援制度の創設

- 既成市街地等においては、空き家の発生予防の観点から、既存住宅の改修・建替を促進し、住宅総量を抑制することが重要。
- このため、耐震性・省エネ性能が低い住宅の建替を促進する観点から、ZEH 支援制度においても除却の追加支援が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 低密度拡散型から持続可能で質の高い都市構造への転換

○ 人口減少社会の中で市街地の拡大や低密度化が進行

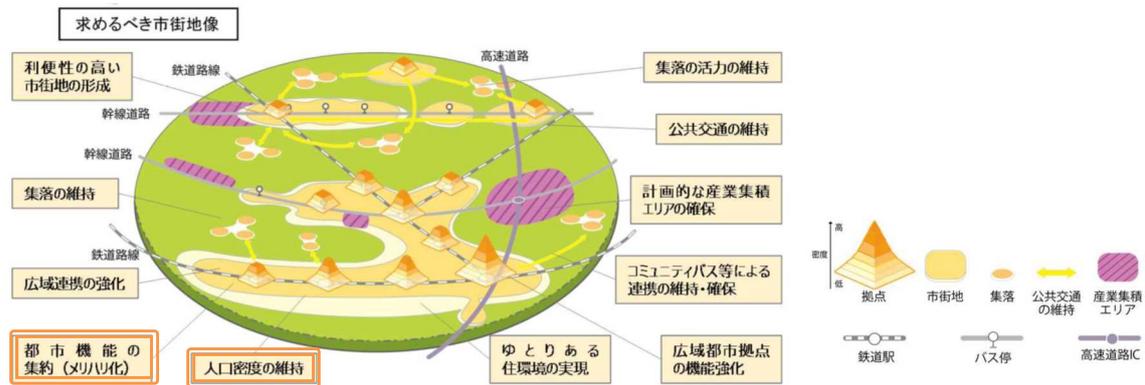


田園地帯の幹線道路周辺における宅地開発を伴う新築住宅着工



既成市街地や農村集落等において残存する空き家

○ 様々なサービス機能が集積した多様な拠点へ居住の誘導を図り、それらを公共交通サービスで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指す【滋賀県都市計画基本方針(令和3年度策定)】

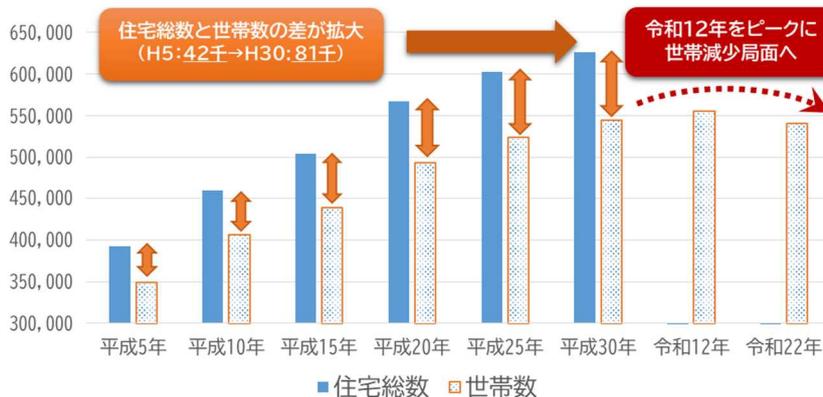


⇒ 居住を誘導する区域に ZEH などの質の高い住宅ストックを集積させ、長期にわたって既存住宅として流通させていく住宅政策が必要

### (2) 住宅総数および世帯数の状況

○ 世帯数の増加以上に住宅総数が増加している中、令和12年には世帯減少局面へ転換するため、住宅過多が一層進行する見通し

#### 滋賀県における住宅総数と世帯数の推移



出典：国土交通政策研究所「空地等の発生消滅の要因把握と新たな利活用方策に関する調査研究」より一部改変

⇒ 空き家の発生予防に向け、老朽住宅の建替促進が必要

担当：土木交通部 住宅課 企画係 ・ 都市計画課 都市計画係  
TEL：077-528-4235・4182



## 鉄道の活性化・再生に向けた仕組みの創設

- ▶ 地域における将来の鉄道のあり方について、国、県、市町、鉄道事業者等が課題認識を共有し、一体となって議論を進めることができる仕組みを創設されたい。

【提案・要望先】国土交通省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 国の積極的関与と地域との連携協力体制の構築

- 国が鉄道の活性化・再生に向けた協議段階から積極的に関与し、県、市町、鉄道事業者等と一体となって公共交通の課題解決に向けて議論できる体制の構築

#### (2) 鉄道事業者の経営状況等をチェックする仕組みの創設

- 鉄道事業者の経営状況等について、自治体に対する情報開示および客観的な基準や指標等に基づく評価の仕組みの創設

#### (3) ダイヤ変更等に地域の意見が反映できる仕組みの創設

- 鉄道が有する公共的性格に鑑み、ダイヤ変更等を行う際には、鉄道事業者の経営判断のみではなく、地域の実情や意見を反映できる新たな仕組みの創設

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 国の積極的関与と地域との連携協力体制の構築

- 鉄道は全国にまたがる基幹交通手段であり、国が地域と積極的に連携協力し、地域の公共交通のあり方を議論することが必要。

#### (2) 鉄道事業者の経営状況等をチェックする仕組みの創設

- 自治体が鉄道を地域の課題として捉え議論を進めるためには、自治体と鉄道事業者が情報を共有し、自治体の鉄道事業に対する理解を高めることが必要。
- 自治体と鉄道事業者が将来の鉄道に対する問題意識を共有しながら、自治体と鉄道事業者が共通の基準や指標に基づき、お互いの立場を尊重しつつ、対等に鉄道のあり方を議論することが必要。

#### (3) ダイヤ変更等に地域の意見が反映できる仕組みの創設

- 現行の利用状況と輸送力の乖離を是正するため、JR西日本がダイヤの大幅見直し（R3 秋、R4 春）を発表。
- 現行の鉄道事業法は、ダイヤの変更や路線の休廃止等を届出制としており、人口減少が進行する地域において、利用者の利便性を著しく阻害しひいては地域の魅力や活力に影響を及ぼすおそれがある。鉄道事業者の独断による運行計画の変更が行われないよう地域の意見が反映できる手続に見直しを図ることが必要である。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 近江鉄道線の公有民営方式による上下分離に向けた検討状況

- 近江鉄道線のあり方は 10 市町にまたがる課題であることから、広域自治体である県が事務局となり勉強会や任意協議会を経て、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会を設置。令和 3 年 10 月には「近江鉄道沿線地域公共交通計画」を策定。
- 現在、令和 6 年度からの上下分離への移行に向けて第二種鉄道事業者との資産区分および業務分担、鉄道施設管理団体の設立、安全統括管理者の設置等、自治体と鉄道事業者間で具体の検討を行っている。



近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会

### (2) 「全庁で取り組む鉄道利用促進事業」

- 令和 3 年 10 月 14 日 「鉄道利用促進プロジェクトチーム」の発足  
共通認識 鉄道ネットワークの維持強化のためには要望するだけでなく、県と JR 西日本が「一体」となって積極的に利用促進に取り組む必要  
取組項目 地域のブランド発信 鉄道利用促進  
DX 推進 まちづくり推進



鉄道利用促進プロジェクトチーム

#### <令和 4 年度の取組(予定)>

- ① 自家用車から鉄道への転換可能性の検討と実証実験
- ② 鉄道駅を中心とした観光二次交通整備促進
- ③ 県外来訪者の県内駅までの鉄道利用に係るポイント付与

### (3) R4. 3. 3 国土交通省「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」における提案

- 近江鉄道線の活性化再生に向けた協議の過程において生じた課題を踏まえ、今後の自治体と鉄道事業者が地域の鉄道のあり方を議論するにあたり、必要な国の関与のあり方や支援策について、知事が意見陳述。
- また、本県における地域公共交通を支えるための税制の導入可能性に関する検討状況や、まちづくりと一体となった計画づくり等について紹介。



3/3 国土交通省検討会ヒアリング

担当：土木交通部交通戦略課広域鉄道ネットワーク係  
TEL 077-528-3684



## 近江鉄道線の活性化に向けた取組支援

- 近江鉄道線の活性化再生に向けた利便性向上策や施設・設備整備事業に対する支援の充実ならびに鉄道施設管理団体の運営支援を図られたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 地域公共交通計画の事業推進に資する支援制度の創設

- 地域鉄道の活性化再生を促進するため、地域公共交通計画に基づき、地域を挙げて実施する利用促進および利便性向上に係る取組に対する支援制度の創設

#### (2) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の予算の優先配分および鉄道事業の運営経費に係る補助対象経費の拡充

- 近江鉄道が運営改善期間において実施する施設・設備整備事業に対し、鉄道事業再構築実施計画期間（上下分離後）と同等の事業の優先採択と補助率の適用、および鉄道事業の運営に係る経常的経費（修繕費、人件費等）に対する更なる支援

#### (3) 第三種鉄道事業者（施設管理団体）の運営および輸送の安全の確保に対する支援制度の創設

- 沿線の地方公共団体が共同で第三種鉄道事業者として設置する施設管理団体（一般社団法人を想定）の運営に要する経費（事務局職員人件費、団体事務所賃借料等）に対する支援制度の創設
- 輸送の安全を確保し、鉄道施設を適切に保有管理できるよう、事業運営面や技術面に関する指導、助言や必要な人材の派遣、紹介等を行う仕組みの創設

### 2. 提案・要望の理由

- 近江鉄道線は、令和6年度から「公有民営」方式による上下分離へ移行することとしており、令和4年度および令和5年度は運営改善期間として、地域を挙げて利用促進等に係る取組を実施するとともに、鉄道事業者が実施する設備投資や修繕に対し、県および沿線市町は6億4千万円程度／年の財政支援を行うこととしている。
- 令和4年度中に県および沿線市町が共同で第三種鉄道事業者となる鉄道施設管理団体を設立するとともに、輸送の安全の確保を図るため、安全統括管理者を独自に設置する予定であり、上下分離移行に向けて組織体制の整備を進めているところ。
- 近江鉄道線の活性化・再生の事例は、経営破綻の前に上下分離を行い、県と沿線の5市5町で地域の重要な交通軸を支える全国のリーディングモデルとなるものであり、利用促進・利便性向上および施設・設備整備等を着実に推進するため、国の手厚い支援が必要不可欠。

## (本県の取組状況と課題)

### 【近江鉄道線の「公有民営」方式による上下分離への移行スケジュール】



#### (1) 地域公共交通計画で定める利便性向上策および利用促進策

##### 令和3年度～令和5年度に重点的に実施予定の施策例

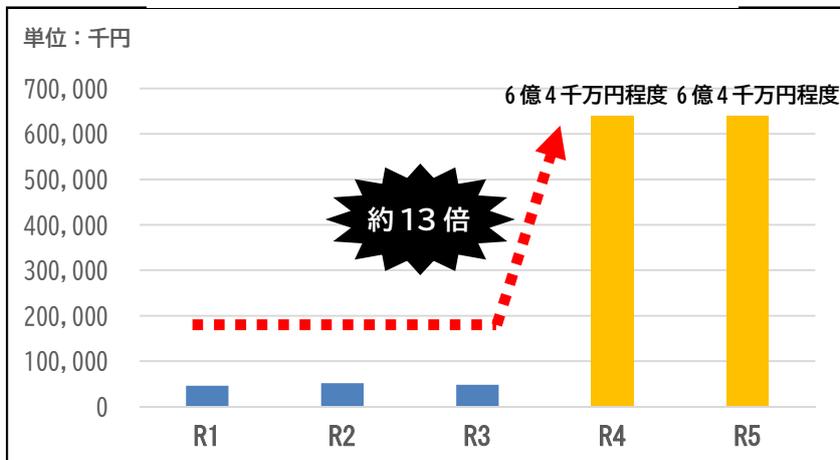
- 通学定期券の購入促進
- キャッシュレス決済の検討・導入
- 各種イベントの実施・展開
- 割引乗車券・企画乗車券の導入
- 交通環境学習、乗り方教室、出前講座等の実施 等



キャッシュレス決済

#### (2) 県および沿線市町の近江鉄道線に対する財政支援状況

県および沿線市町の近江鉄道に対する  
施設設備等整備補助の推移および今後の見込



築造後 100 年以上経過する橋梁

担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室  
TEL 077-528-3684



# 鉄道ネットワークの維持・改善と鉄道駅の バリアフリー化の推進

- ▶ 本県の鉄道ネットワークの維持・改善に向けた北陸新幹線開業効果の最大化を図るための取組や、更なる鉄道駅のバリアフリー化整備に対する支援をされたい。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

- これまで経営分離された「並行在来線」には、整備新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線はない

### (2) 北陸新幹線「敦賀」開業に伴う北陸・中京間のアクセスの向上

- 北陸・中京間の結節点である米原駅発着の新幹線の増便、敦賀・米原間のリレー快速の運行開始などにより、アクセスの向上を図ること

### (3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認



①これまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県で「並行在来線」の事例はない。



②大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。

例：九州新幹線  
博多・八代間  
は鹿児島本線  
として存続

### (2) 北陸新幹線「敦賀」開業に伴う北陸・中京間のアクセスの向上

- 北陸新幹線の敦賀開業の効果を広域に発現させるとともに、中部圏地域（本県含む）の経済発展につなげるため、北陸・中京間のアクセスを向上する必要がある。

### (3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- JR湖西線ではすべての駅が高架に設置されているにもかかわらず、利用者数の基準を満たさない等により、20駅中7駅がバリアフリー未対応。更なる高齢化等に対応するためには、利用者数にかかわらず、エレベーター等の設置を積極的に推進することが必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

#### 【同趣旨の要望】

- 関西広域連合「北陸新幹線（敦賀・大阪間）の早期開業に関する要望書」（R3.11）
- 近畿ブロック知事会「国土強靱化及び地方創生・生産性向上に資する高速交通インフラ整備の推進について」（提言）（R3.12）
  - ・ 「北陸新幹線については、(略) 早期に必要な財源を確保すること。あわせて、整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。」

### (2) 北陸新幹線「敦賀」開業に伴う北陸・中京間のアクセスの向上

#### (敦賀開業時の課題)

北陸新幹線の金沢 - 敦賀間の運行本数は 48 往復/日と想定されているのに対し、敦賀～米原間は特急「しらさぎ」と各駅停車で計 25 往復/日、米原～名古屋間は東海道新幹線と特急「しらさぎ」で計 42 往復/日であり、輸送力に差異が発生。

#### (対策案)

#### ①特急「しらさぎ」を補完する「リレー快速」等の運行

#### ②東海道新幹線「米原駅」停車本数の時間あたり 1 本増(2 本/時⇒3 本/時)

☆ 北陸新幹線の開業効果がより広域に発現し、中部圏経済の発展につながるよう、東海道新幹線米原駅の積極的な活用が必要。

### (3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- 本県では、これまでから「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき鉄軌道駅のバリアフリー化を推進しており、県内 JR 駅は、利用者数 3,000 人以上では全駅が整備済みまたは整備中、2,000 人以上 3,000 人未満では 4 駅中 3 駅が整備済み。
- 一方で、JR 湖西線では利用者数の基準を満たさない等により、高架駅にも関わらずバリアフリー未対応駅が存在。



JR 湖西線は全線が高架であり、ホームまで建物 3 階半に相当する長い階段を上る必要



担当：土木交通部交通戦略課広域鉄道ネットワーク係  
TEL 077-528-3684

# 水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充



- ▶ 将来にわたり安全・安心な水道水の供給を維持するため、水道事業者への財源支援の拡充を図りたい。

【提案・要望先】 厚生労働省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 水道施設にかかる国庫補助制度の要件緩和

- 水道施設の更新や耐震化が着実に進むよう、国庫補助制度における「資本単価要件」「水道料金要件」「企業債残高要件」の緩和

### (2) 水道事業広域化にかかる国庫補助制度の拡充

- 水道事業の基盤強化を目的に様々な形態の広域連携の取組が促進されるよう、事務の共同化などのソフト事業に関する広域連携への財政措置の拡充
- 中長期的な広域化に関する計画立案が可能となるよう、**要件の緩和ならびに令和16年度までの時限事業である広域化事業の時限を延長**

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 水道施設にかかる国庫補助制度の要件緩和

- 本県の水道施設の耐震化は全国より低い傾向にあり、特に基幹管路の耐震化適合率は31.5%にとどまり、全国平均(40.7%)を大きく下回っている。
- 重要なライフラインの水道を災害から守るためには、施設の計画的な更新や耐震化が必要であるが、県内水道事業者の半数以上が要件に適合せず、補助の活用が難しい状況にある。人口減少等による財政収支の悪化が見込まれる中、財政支援の活用により財政負担の軽減を図り事業が促進されるよう、採択要件の緩和を求める。

### (2) 水道事業広域化にかかる国庫補助制度の拡充

- 本県では、令和4年度に「滋賀県水道広域化推進プラン」を策定し、まずは人材育成などのゆるやかな広域連携に重点的に取り組み、段階的に広域化を推進する予定。
- しかし、広域化に対する財政支援は、ハード整備等を対象とする支援や、令和16年度までの時限事業であり、本県の進める取り組みには活用できない。ゆるやかな広域連携を進めることで将来的な広域化の素地を築き、中長期的な展望に立った広域化を推進するため、財政制度の柔軟な運用を求める。

## (本県の取組状況と課題)

### (1)耐震化の状況と国庫補助制度活用状況

- 本県は、全国に比べ浄水施設と基幹管路の耐震化率が低く、特に基幹管路において遅れがみられる。

	滋賀県	全国
基幹管路の耐震適合率	31.5%	40.7%
浄水施設の耐震化率	34.5%	38.0%
配水池の耐震化率	62.5%	60.8%

- 地震等自然災害により大規模な断水が発生すれば、県民の生活に甚大な影響が生じるため、頻発化・激甚化傾向にある自然災害や、高い確率で発生が予測される大規模地震への対策が急務であるが、下表のように、半数以上の水道事業者が補助採択要件を満たさない状況である。
- 採択要件は水道事業独自の指標に基づいており、財政力指数の低い市町も対象外となることがあるため、財政力の弱い市町が支援制度を活用できることが必要。

要件名	大津市	彦根市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市	米原市	日野町	竜王町	豊郷町	甲良町	多賀町	長浜水道企業団	愛知郡広域行政組合	滋賀県企業庁	要件を満たさない事業者数
財政力指数	0.82	0.82	0.69	0.97	0.87	0.99	0.69	0.82	0.79	0.38	0.62	0.55	0.73	1.15	0.46	0.39	0.69				
資本単価	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	11事業者
水道料金	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×	—	12事業者
企業債残高	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	11事業者

### (2)広域化への取り組み

- 令和4年度に「滋賀県水道広域化推進プラン」を策定し、以下の取り組みを行う。

(1)ゆるやかな広域連携の推進	
① 経営基盤強化	会計等システムの共同化、薬品や資機材等の共同購入 等
② 人材育成・技術継承・技術力強化	研修の共同実施、マニュアルの共同化、広報資材の共有 等
③ 事故災害対応力強化	災害時応援協定の締結、事故時復旧資機材の共同保有 等
(2)将来の経営統合等に向けたモデル事業等における取組の推進	
将来の経営統合等に向けたモデル事業や先行的な取組の支援	
(3)水道基盤強化計画の策定	
広域化の具体的な取組計画を記載する計画の策定	

	令和5年	令和10年	令和16年	将来
国の補助制度	水道広域化の推進(令和16年度までの時限事業) (事業開始5年以内の事業統合等が必要)			
滋賀県のプラン	ゆるやかな広域連携の推進 モデル事業の選定および取組の推進		基盤強化計画の 策定に向けた取組	広域化の対象 範囲の拡大

- 特に「(1)ゆるやかな広域連携」により、人材・技術・資産・情報の連携を深め、将来的な広域化の素地を築くための施策に重点的に組むため、ソフト事業の連携に対するインセンティブとなる財政支援が必要。

担当：健康医療福祉部生活衛生課水道係  
TEL 077-528-3645



## 原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築

- 万一の原子力発電所の事故に備え、オンサイトの安全対策のみならずオフサイトの防災対策についても国が責任を持ち、法的枠組みを構築して、実効性ある多重防護体制を確立されたい。

### 1. 提案・要望内容 【提案・要望先】内閣官房、内閣府、経済産業省、原子力規制委員会

#### (1) 緊急時対応の実効性の向上

- 国のリーダーシップのもと、関係自治体、実動組織等との広域的な連携による実践的な訓練の実施および実効性の検証

#### (2) 原子力防災対策への支援

- 緊急事態応急対策が長期に渡った場合も含め、屋内退避と社会活動維持の実効性確保に向けた具体的な措置の構築
- 自治体が地域の特性を踏まえて住民の安全・安心のために実施する対策について、人件費やUPZ 外の取組経費も含め、適切な財源措置の仕組みの構築
- 本来、武力攻撃による原子力災害はあってはならないが、万一発生した際の、県への指示・伝達体制の検証と、事態進展に応じた防護措置内容の明確化

#### (3) 再稼働等に係る手続や原子力安全協定の法定化・ルール化

- 地域や自治体と原子力事業者との関係により変わる不明確なものではなく、対象となる区域および内容等の法定化・ルール化

### 2. 提案・要望の理由

- 滋賀県に隣接する福井県で40年超の運転期間延長認可の上での原子力発電所の再稼働が進められ、また、海外における原子力発電所への攻撃などにより、県民に原子力発電所の安全性に対する根強い不安があり、多重防護体制の構築が不可欠。
- 「美浜地域の緊急時対応」に基づく3県・内閣府合同訓練を実施したが、公共交通機関等を交えた広域的な交通調整や実動組織等による広域支援の訓練と検証が必要。
- 屋内退避に関し、UPZ境界をまたぐ通勤・通学者への対応やUPZ内企業の事業継続方針が必要。また、医療、介護等社会活動維持への国民的理解、長期化に伴う食料の不足等への対応方針に加え、屋内退避の解除または避難指示への切替基準が必要。
- これまで実施してきた防災対策や新たに示された甲状腺被ばく線量モニタリングの実施等について、住民の安全のみならず安心につながる仕組みの構築と対応する人員や必要経費への財政的な支援が必要。

## (本県の取組状況と課題)



①3県・内閣府の合同訓練  
(R3. 10. 29)



②住民参加による訓練 (R3. 11. 20)



③放射線実験教室 (R3. 7. 31)

### 1 本県の取組状況

#### (1) 原子力防災訓練の実施 (令和3年度)

- ・各要素に分けそれぞれの場面において訓練を実施
  1. 3県・内閣府の合同による災害対策本部等運営訓練(R3. 10. 29) (写真①)
  2. 住民参加による屋内退避・避難等の実動訓練(福井県：R3. 10. 30、岐阜県：R3. 11. 28、滋賀県：R3. 11. 20) (写真②)
  3. 本部事務局・緊急時モニタリング訓練(R3. 10. 14、15)

#### (2) 原子力防災対策の推進

- ・資機材整備(測定器約1,100点、資機材管理システム登録約9,000点)
- ・専門職員(原子力職)の採用(H25～)
- ・滋賀県原子力防災専門会議による助言
- ・県BCPセミナーで原子力防災対策を講義
- ・県全域でリスクコミュニケーション推進(写真③)

#### (3) 原子力事業者との情報共有体制強化

- ・県内全市町で構成する原子力安全対策連絡協議会で事業者の安全確保対策を共有
- ・県地域防災計画に原子力事業者との連携体制等を明記

### 2 課題

- (1) 自衛隊等の実動組織や高速道路会社等との広域的な連携や調整を踏まえた訓練の実施
- (2) 屋内退避準備段階や指示下での住民輸送、医療・介護、生活必需品の供給体制の検証  
原子力防災対策の見直しにより、配備する資機材の増加とそれに伴う維持管理・マニュアル作成等の業務・必要経費の増大
- (3) 原子力発電所の再稼働手続や安全協定の内容等が地域により異なり不明確

担当：知事公室防災危機管理局原子力防災室  
TEL 077-528-3445



# 産廃特措法事業完了後の財政支援の継続

- 産廃特措法事業完了後も「場内に残置した廃棄物による潜在リスク」が存在するため、安全性確保のための取組に係る財政支援を継続されたい。

【提案・要望先】環境省、総務省、財務省

## 1. 提案・要望内容

### 産廃特措法事業完了後も継続して行う安全性確保に必要な取組に係る財政支援の継続

- モニタリング、水処理、構造物の維持管理など、産廃特措法事業完了後も引き続き県が実施する取組に係る財政支援の継続

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 取組の必要性

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る生活環境保全上の支障等の除去については、産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て策定した実施計画により、国の財政支援を受け令和4年度までの予定で特定支障除去等事業を実施中。
- 当該事業では遮水等を行ったうえで廃棄物の一部を場内に残置する工法をとっており、事業完了後においても残置廃棄物が潜在リスクを有するため、新たな生活環境保全上の支障が再発しないよう、住民の安全・安心の確保に向けた継続的な取組（モニタリング、場内浸透水の処理、構造物の維持管理等）が必要。

これらの取組に毎年1億円程度の費用を要する見込みで、県の財政負担が大。

- 今後も、国と自治体が責任を共有しつつ、連携した取組が必要。
- 同様の事業を全国15自治体19事案で実施しており、全国的に共通の課題。

### (2) 財政支援の必要性

#### 【産廃特措法事案の背景と特殊性】

- 事案発生当時の法整備が不十分
- 都市から地方への廃棄物の広域移動

- 解決には地域住民の不安解消が不可欠
- 最終処分場と比較して、高い有害性、大規模、無秩序等の特徴

産業廃棄物の不適正処理が社会問題化

支障除去後も長期間の監視が必要

指導監督権限を持つ都道府県等だけでなく、**国にも対応していく責任**

**産廃特措法は対策後の維持管理の観点が欠如**

【国会の附帯決議】  
（国は）都道府県等による継続的なモニタリングの支援等の措置を講ずるよう、衆議院環境委員会で附帯決議

産廃特措法事業の完了後も、**最終的な解決まで国と自治体が責任を共有し、モニタリング・水処理等を継続していくことが必要**

**国による財政支援の継続が必要！**

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 本県の取組状況と今後の予定

#### 【取組状況】

- 令和2年度末に対策工事を完了。
- 周辺住民の安全・安心の確保に向け、モニタリングや水処理、構造物の維持管理等を継続。

#### 【今後の予定】

廃棄物を一部残置しているため、産廃特措法が失効する令和5年度以降も、住民の安全・安心の確保に向けた取組の継続が必要。



	R2	R3	R4	R5~R7	R8~
工事等(廃棄物掘削除去・処分、遮水、覆土等)	→				
継続的なモニタリング(水質・臭気等)		→	→	→	→
水処理施設の運転(場内浸透水の揚水浄化)	→	→	→	→	→
構造物の維持管理(法面、洪水調整池等)		→	→	→	→
地元住民等との協議会、跡地利用の検討等		→	→	→	→

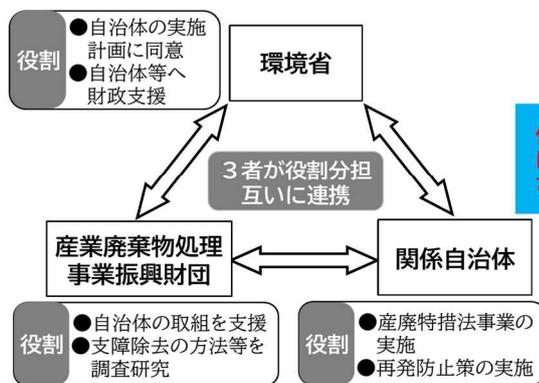
産廃特措法(R4年度末失効)に基づく事業の実施・国の財政支援

住民との協定書に基づく対策工の有効性確認(R7年度末目途)

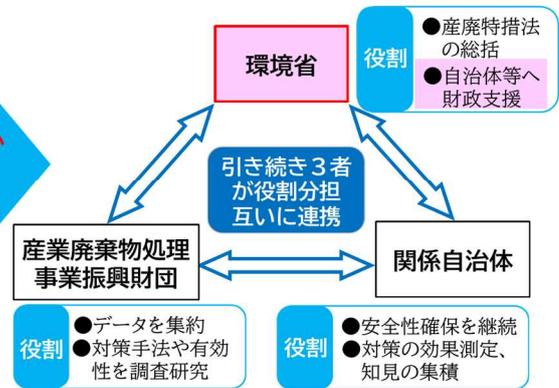
旧処分場内廃棄物の安定化

### (2) 最終的解決に向けた国と自治体等の役割(責任)分担のイメージ

#### 産廃特措法事業実施期間中(~令和4年度)



#### 産廃特措法失効後(令和5年度~)



#### 【関係する法令等の内容】

##### ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

国は、都道府県等に対し、産業廃棄物の適正処理に必要な措置を講ずるために必要な技術的・財政的援助を与えるよう努めなければならない。(第4条第3項)

##### ●特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)

都道府県等は、実施計画の策定に当たり環境大臣の同意を得なければならない。(第4条第4項)

##### ●産廃特措法延長時の衆議院附帯決議(平成24年8月7日 衆議院環境委員会・抜粋)

全量撤去方式以外の支障の除去等を実施するに当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること。

担当：琵琶湖環境部  
最終処分場特別対策室  
TEL 077-528-3670

## 時代の変化に対応する警察活動推進体制の整備

安全な暮らしの実現には、治安維持対策は必須。国民一人一人が豊かに暮らせる環境を築くためにも、常に変化する時代に対応する警察活動推進体制を支援されたい。

【提案・要望先】 国家公安委員会、警察庁、総務省

### 1. 提案・要望内容

#### 本県の治安情勢に的確に対応するために必要な警察官の増員

- 県民の安全と安心を確保するためにも、警察官の増員措置が必要不可欠

### 2. 提案・要望の理由

#### ○ 県民1人あたりの警察官数が少ない

当県の警察官1人あたりの負担人口は622人（全国ワースト3位）であり、「警察刷新に関する緊急提言」における基準（1人あたり500人程度）と大きく乖離。こうした中、定年延長が導入（令和6年度）されれば、現場執行力の低下が懸念される。

#### ○ 緊急に対処すべき課題が山積

(1) 警察活動の総合的かつ戦略的な抜本強化が急務

ア 犯罪捜査力の更なる強化が必要

- ・ 社会情勢の変化やそれに伴う犯罪の悪質巧妙化、捜査環境の変化への対応
- ・ サイバー空間の脅威の急速な高まりへの対応
- ・ 女性捜査員の不足や若手捜査員の増加等の警察組織の課題への対応

イ 交通安全対策の精度の更なる向上が必要

- ・ 交通環境や年齢・学職ごとに発生傾向が異なる交通事故へのきめ細かい対応
- ・ 交通死亡事故を引き起こす危険性が高い高齢運転者への対応
- ・ 飲酒運転や生活道路等における悪質・危険運転等への対応

(2) 長期に亘る大規模な警衛対策等

今後、皇族等の来県を伴う国民的大規模行事が続くため、これらに備えた警備諸対策を推進しながら、通常治安維持活動に間隙を生じさせない措置が必要。

(3) 新名神高速道路の延伸及び6車線化整備への対応

新名神高速道路の延伸と6車線化により、高速道路における事故処理等の交通警察活動を円滑に行うための取組が不可欠。

#### ○ 県民の強い要望と極めて高い関心

毎年、各市町から警察官増員要望が寄せられており、県議会でも「警察官増員にかかる意見書」が採択されるなど、警察官増員に関する県民のニーズは極めて高い。

## (本県の取組状況と課題)

### 警察活動の総合的かつ戦略的な抜本強化

#### 【捜査力強化緊急総合プラン】

社会情勢の変化や犯罪の悪質巧妙化に的確に対応し、県民の期待と信頼に応えるため、緊急で取り組むべき事項を総合的に推進する。

- ①捜査支援分析機能の強化
- ②科学捜査力の強化
- ③サイバー犯罪捜査力の強化
- ④初動捜査の強化
- ⑤女性捜査員の増強と若手捜査員の育成
- ⑥捜査員への指導教育の充実
- ⑦捜査活動の指導の強化

#### 【交通安全対策強化プラン

#### ～ +7(プラス・セブン)～】

県内の交通情勢を分析した結果等を踏まえ、従来の総合的な施策に加え、事故発生 of 具体的な要因等に対処するための7つの対策を実施し、交通事故と死傷者の更なる減少を図る。

- ①交通環境整備プラス(点検、更新等)
- ②交通安全教育プラス(対象者に応じた教育)
- ③相談対応プラス(高齢運転者等への対応)
- ④事業者連携プラス(飲酒運転防止等)
- ⑤ボランティアとの協働プラス(シートベルト啓発等)
- ⑥交通指導取締りプラス(生活道路対策等)
- ⑦レッドゾーンプラス(重点地区・地点対策等)

### 本県特有の課題への対応

#### 【予定されている大規模な警衛対策等】

令和4年：第72回全国植樹祭しが2022(6月)  
 令和5年：G7環境閣僚会合(誘致を表明)  
 令和7年：第79回国民スポーツ大会  
 第24回全国障害者スポーツ大会  
 令和8年：全国高等学校総合体育大会



#### 【新名神高速道路の延伸等に伴う体制整備】

- 約2.5kmの延伸  
大津JCT(仮称)～城陽JCT間
- 約3.3kmの6車線化  
大津JCT(仮称)～亀山西ICT間  
[令和6年度共用予定]



#### 一方で…

#### 【県民1人あたりの警察官が少ない】

	県名	人口	警察官 条例定員	人口 負担率
1	埼玉	7,393,849	11,524	641.6
2	千葉	6,322,897	10,100	626.0
3	滋賀	1,418,886	2,282	621.8
4	宮城	2,282,106	3,766	606.0

「警察刷新に関する緊急提言」(H12)において、“警察官1人あたりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある”と言及。

※負担人口500人までには、  
**551人の増員**が必要

#### 当面の対応

- 警察署を含む全ての所属に対して例外なき見直しを行い、喫緊の課題に対処する体制を応急的に構築
- 事務的な業務に従事していた警察官ポストに一般職員5人を増員配置することで実質的な警察官の増員効果を実現(令和4年4月1日)

現行体制の中での対応には限界も…

**滋賀県の厳しい治安情勢に対処するため、警察官の増員が必要不可欠**

担当：警察本部 警務部 警務課 企画係 TEL 077-522-1231



- 防衛・警備、大規模災害への対応など地域の安全・安心の確保および地域経済やコミュニティの維持・活性化のため、今津駐屯地の体制維持・強化について最大限の配慮をいただきたい。

【提案・要望先】防衛省

## 1. 提案・要望内容

### 主力部隊である第10戦車大隊の体制維持・強化

- 各種事態への対応、災害発生時の出動、所属隊員、御家族を含めた地域経済やコミュニティの維持・活性化のため、今津駐屯地の主力部隊である第10戦車大隊の体制維持・強化

## 2. 提案・要望の理由

- 「防衛計画の大綱（平成30年12月決定）」において、戦車および火砲を中心として部隊の編成、装備を見直すことが明記。
- また、「中期防衛力整備計画（平成30年12月決定）」（平成31年度～平成35年度）においては、北海道および九州以外に所在する部隊の装備する戦車の廃止に向けた事業を着実に進めることが明記。  
なお、対象期間の4年目となる令和4年度事業までは、第3戦車大隊の改編などの実施が予定されているところ、令和5年度の第10戦車大隊に関する方針等は明らかになっておらず不透明。
- 今後、戦車大隊の再編に伴い規模が縮減された場合、各種事態への対応、自然災害あるいは原子力災害時の出動など地域の安全・安心の確保、規模縮減が及ぼす地域経済や地域コミュニティへの深刻な影響を危惧。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 今津駐屯地との緊密な連携

#### ○ 各種事態、災害等への対応力の強化

- ・ 滋賀県国民保護共同図上訓練
- ・ 滋賀県総合防災訓練
- ・ 滋賀県原子力防災訓練
- ・ 滋賀県職員現地研修 (今津駐屯地)



滋賀県国民保護共同図上訓練  
(令和3年度)



滋賀県総合防災訓練  
(令和元年度)

#### ○ 災害派遣 (過去10年間)

	災害派遣名	時期
1	高島市の降雪に伴う雪害派遣	平成24年2月
2	行方不明人員捜索(赤坂山)	平成25年5月
3	高島市宮野地区での救助活動(台風18号)	平成25年9月
4	新型コロナウイルス感染症に係る輸送、教育支援	令和2年4月、5月



高島市宮野地区での救助活動



新型コロナウイルス感染症に係る輸送、教育支援

### (2) 防衛計画の大綱等の見直しに向けた要望活動

#### ○ 滋賀県知事

防衛大臣宛 (平成30年11月28日)

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化について」

#### ○ 滋賀県議会

内閣総理大臣、防衛大臣宛 (平成30年8月9日)

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める意見書」

### (3) 今津駐屯地の地域コミュニティへの深いかかわり

- ・ 地域行事支援等民生支援活動
- ・ 饗庭野演習場周辺地域連絡会
- ・ 今津駐屯地創立記念行事 等



彦根城クリーン作戦支援  
(令和2年度)



今津駐屯地創立記念行事  
(平成30年度)

担当：知事公室防災危機管理局危機管理室  
TEL 077-528-3441

## 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組の推進

- 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロ（カーボン・ニュートラル）社会の実現に向け、地域における脱炭素化の促進と、再エネと地域との共生に係る対応についてお願いします。

【提案・要望先】環境省、経済産業省

### 1. 提案・要望内容

#### （1）地域における脱炭素化の促進

- 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の確保・充実を図ること
- 再エネ電力の需給状況について、都道府県別に統計整備を行うこと
- 炭素税の導入にあたり地方配分を行うなど地方税財源の確保・充実を図ること
- 公共用・公用施設における省エネの推進に係る地方財政措置を充実すること

#### （2）再生可能エネルギーと地域との共生

- 事業計画策定ガイドライン遵守に向けた事業者への指導徹底を図ること
- FIT(FIP)認定に際して地域住民への事前説明を義務付ける法整備を図ること
- 太陽光発電設備の撤去・処分、リサイクルの促進に必要な対策を講じること

#### （3）安全・安心最優先のエネルギー政策の推進

- 原発に相当程度依存する現在のエネルギー政策の出来るだけ早期の転換

### 2. 提案・要望の理由

#### （1）地域における脱炭素化の促進

- 脱炭素地域づくりを目指す全ての意欲ある地域や主体を支援していくことが重要であることから、地域の実情に合わせた幅広い取組の継続的な支援が必要
- 自家消費分を含めた地域における再エネ電力の需給状況を把握することが必要
- 地方において発生する追加の需要を的確に反映した上で、現在検討中の炭素税の導入にあたって適切に地方へ配分するなど税財源の確保・充実が必要
- 公共用・公用施設の省エネ推進のため、新設・建替えに対する地財措置が必要

#### （2）再生可能エネルギーと地域との共生

- 発電設備の設置にあたって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等の問題が全国的に生じており、将来的な大量廃棄時代も見据え、国レベルで必要な対策を講じていくことが重要

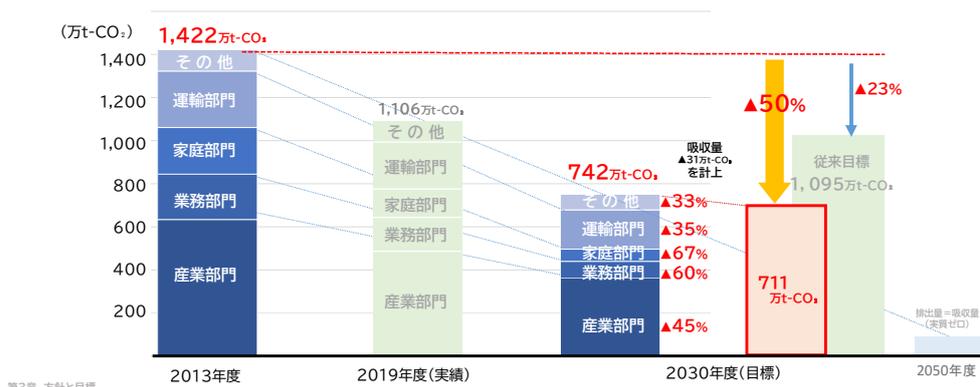
#### （3）安全・安心最優先のエネルギー政策の推進

- 原発の安全性に対する国民の不安が払拭されておらず、「静脈」も未整備である。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 地域における脱炭素化の促進

- 2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、令和2年1月、これを県民運動として進める「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント」のキックオフを宣言。
- 令和4年3月に全面改正した「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」において2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロの目標を明記するとともに、同月に策定した「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」では、2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で「50%削減」という野心的な目標を設定。



- 脱炭素先行地域に係る第1回応募自治体の状況 (※採択結果: 4月下旬~5月上旬)

(単位: 百万円)

	提案タイトル	総事業費(R4-R8)	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(同)
湖南市	官連携の自然エネルギー導入による地域脱炭素化プロジェクト	2,915	1,943
米原市	農山村の脱炭素化と地域活性 ~米原市「Eco Village構想」~	13,417	5,431
合計		16,332	7,374

- 県として令和4年度当初予算で約64億円の所要経費を計上しており、こうした地方の需要に的確に対応するためには、現在検討中の炭素税の導入の際は、適切に地方に配分する等により、地方税財源を確保することが不可欠。炭素税の導入により、既存税制が見直される場合には、地方税収への影響にも配慮が必要。
- 県が率先して公共施設等のZEB化や高効率機器の導入による省エネ化を推進するにあたり、改修だけでなく新設・建替えも対象とする新たな地方財政措置が必要。

### (2) 再生可能エネルギーと地域との共生

- 県内での地域とのトラブル事例 (A市内の太陽光発電施設の計画) の経過
  - ・平成28年2月~ 太陽光発電施設計画が浮上 ⇒ 地元住民が反対運動
  - ・平成30年4月 A市太陽光発電設備規制条例の施行 (許可制に)
  - ・令和3年6月 A市が設備設置の許可
 ⇒ 全国的に地域とのトラブルが発生しており、これを未然に防止するため、事業者が地域住民への事前説明等を義務付けるなどの法整備の必要性



Mother Lake Goals  
変えよう、あなたと私から



## G 7 閣僚会合の滋賀県開催

- ▶ 2023年に日本開催が予定されているG7閣僚会合について、特に環境大臣会合が開催される場合には、滋賀県で開催していただきたい。

【提案・要望先】外務省、環境省

### 1. 提案・要望内容

#### 2023年G7閣僚会合の滋賀県開催

- 2023年に日本開催が予定されているG7閣僚会合を滋賀県で開催すること
- 環境大臣会合が開催される場合は、同会合の滋賀県開催を希望

### 2. 提案・要望の理由

- 本県は、琵琶湖の環境保全などで培ってきた県民の高い環境意識と行動力が根付いており、現在も、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖版SDGsであるMLGsの策定など、県民、企業・事業者、NPO等と行政がともに取組を進めているところ。
- 一方、世界規模での気候変動が大きな課題となる中、本県においても琵琶湖の全層循環の未完了など地球温暖化の影響による新たな課題に直面しており、こうした危機感を共有しつつ、本県においても2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指して、県民総ぐるみで取組を進めていくこととしている。
- 多様な主体の連携のもと環境保全施策に取り組む本県は、環境大臣会合を開催するに相応しい地であり、本県で環境大臣会合を開催することで、環境分野における日本の評価を高めることにも繋がると考える。
- 2000年のG8環境大臣会合の開催地という実績もあり、県、大津市、経済団体などが連携して、全面的に協力する所存であるため、閣僚会合、特に環境大臣会合を滋賀の地で開催されるようお願いする。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 琵琶湖保全・再生の取組

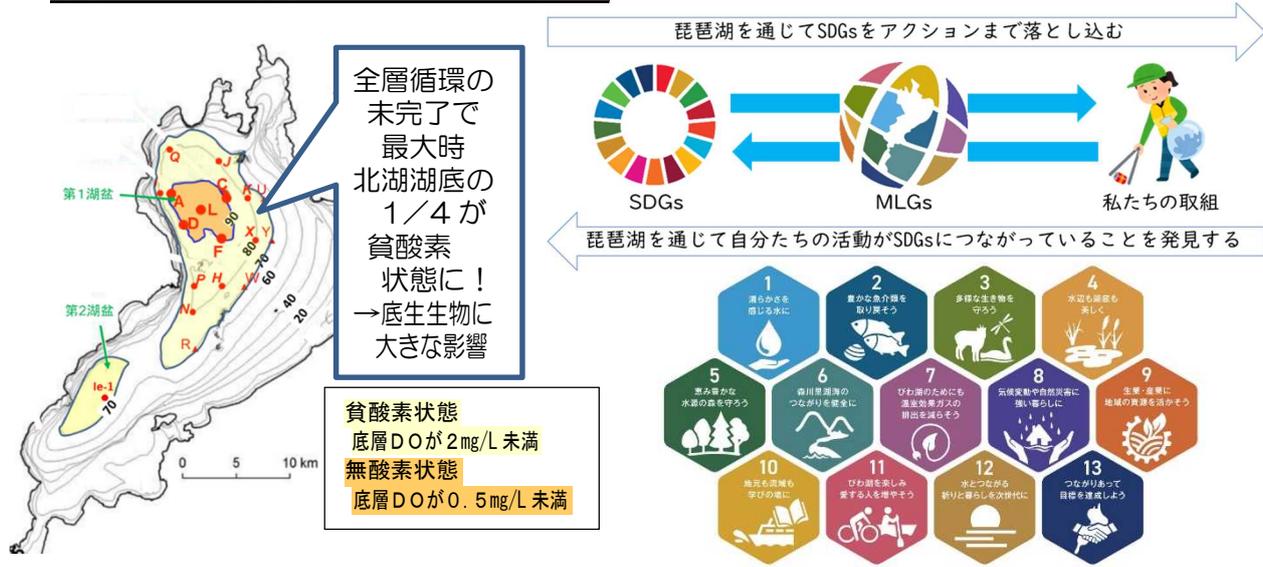


図. 琵琶湖北湖 湖底の貧酸素状態

マザーレイクゴールズ(MLGs) 13のゴール

### (2) 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組

- 2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、2020年1月、これを県民運動として取組を進める「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロムーブメント」のキックオフを宣言。「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」(2022年3月改正)でも2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロの目標を明記。また、「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」(2022年3月策定)では、2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で「50%削減」という野心的な中期目標を設定。
- 気候変動による影響に適切に対応しつつ、健全で質の高い環境の確保、県民生活の向上および経済の健全な発展を図りながら持続的に発展することができる「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会」の実現に向けて取組を進めている。

### (3) 国際会議の開催に適した「コンベンションストリート」

- 大津港周辺の琵琶湖岸にはコンベンション施設や宿泊施設といったインフラが集積しており国際会議に最適。
- 琵琶湖を望む抜群のロケーションで各国閣僚に日本の豊かな自然を体感していただくことが可能。



担当：総合企画部 企画調整課 企画第一係 TEL 077-528-3313  
琵琶湖環境部 環境政策課 企画調整係 TEL 077-528-3354

## 公的管理森林の持つ公益的機能の持続的発揮

- 公的管理森林における公益的機能の持続的発揮は、国土保全等のために重要。よって、森林整備予算の確保や債務の利子負担軽減施策の創設等を図られたい。

【提案・要望先】 総務省・農林水産省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 公的管理森林(公社林)の伐採・搬出等に対する財政支援

- 伐採・搬出等の森林整備に係る予算の確保、分収契約の変更等への支援継続等
- カーボン・ニュートラル等環境貢献を目指した新たな取組への支援継続

#### (2) 公庫債務の利子軽減施策の創設と地方財政措置の拡充

- 日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)債務の利子負担軽減に係る施策の創設
- 森林の公的管理に係る地方財政措置の拡充

### 2. 提案・要望の理由

- 公社林は、国の拡大造林政策に従い、自営造林を行う者が少ない山間僻地等の条件不利地域を対象に造成されたものであり、本県では、琵琶湖を取り巻く森林面積の1割を占める。この人工林を今後も造林公社において適切に管理し、水源涵養機能をはじめとする公益的機能を持続的に発揮させるためには、特別の支援が必要。
- 引き続き伐採・搬出(利用間伐)を実施するためには、十分な予算の確保が必要。
- 抜本的な経営対策のためには、分収割合の契約変更や不採算林の契約解除が喫緊の課題であることから、これらの取組に対する支援の継続や拡充が必要。
- J-クレジット制度には、全国26林業公社のうち12公社が取り組んでおり、カーボン・ニュートラルの実現に向けて、現地調査や申請事務等に対する支援の継続が必要。
- 関係府県は、既に債権放棄や公庫債務の引受、林業公社への長期無利子貸付等により特別の支援を実施済みであり、利子助成制度の創設や公庫既往貸付金の利率見直し、公社支援に係る特別交付税措置の拡充(措置率および上限額の引き上げ)が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 森林の公的管理者(造林公社)に対する本県の取組状況

- 補助事業活用や管理運営経費圧縮等の指導、造林補助金への任意上乗せ
- 県職員の派遣、管理運営経費に対する財政支援（年間2億円超を出資）
- 公庫債務の免責的引受、約690億円を42年間にわたり県民負担で返済 [H20.9]
- 特定調停の成立による債権放棄（計約956億円（うち本県約782億円）） [H23.3]

### (2) 課題

#### <<本県の森林・林業の課題>>

- 琵琶湖・淀川流域の水源林として重要な役割
- 公社林の伐採・搬出(利用間伐)面積の増加

#### <<県財政の課題>>

- 公庫への償還財源の確保（～2049年）
- 公社への支援財源の確保（～2068年）

#### <本県造林公社の現状と課題>

##### 【現状】

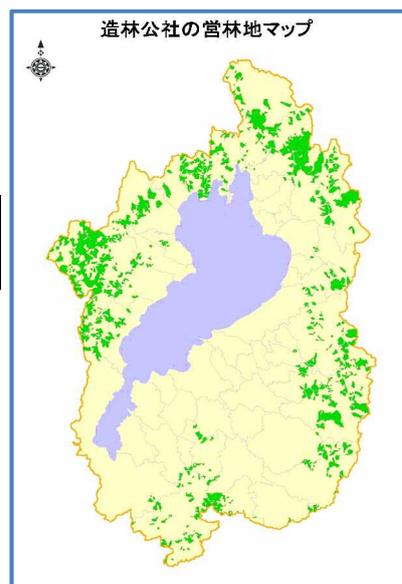
- 植栽面積は約2万ha（県森林面積約20万ha）  
※民有人工林面積の25%、琵琶湖面積の30%
- 労務費の上昇、労働力不足、木材価格の低迷等
- 伐採事業の推移（実績値）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3(見込)
生産量(m <sup>3</sup> )	5,231	6,788	8,155	10,025	9,529	7,900

- 台風等による風倒木の発生、路網の被災
- シカ等による剥皮被害
- 分収割合の契約変更・不採算林の契約解除の進捗遅滞

##### 【課題】

- 事業地の奥地化などともなう森林整備費等の増嵩
- 伐採搬出に要する路網の開設および改良、維持管理



#### 環境貢献取組事例

- 民間企業との連携による  
J-クレジットの活用



JR利用カーボンゼロオプションを  
購入すると「豊かな森」を守り育てる  
手助けになります。



担当：琵琶湖環境部森林政策課林政企画係  
TEL 077-528-3914



## 持続可能な地方税財政基盤の確立

- 必要な行政サービスを提供し続けるためには、必要な財政需要には適切に対応しつつ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代に引き継いでいくことが必要である。

【提案・要望先】 総務省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 地方交付税総額の確保・充実

- 交付税率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実および臨時財政対策債の廃止・縮減

#### (2) CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進のための税財源等の確保・充実

- 炭素税の導入にあたり地方配分を行うなど、国の2050年カーボンニュートラルに向けた地方の対応策の状況を踏まえた地方税財源の確保・充実
- 公共用および公用施設における省エネルギーの推進に係る地方財政措置の充実

#### (3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 事業活動等の実態を反映した地方法人課税制度の検討
  - ・ 応益課税の性格を踏まえた法人事業税の分割基準の見直し
  - ・ デジタル課税に係る新たな地方法人課税制度の検討

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 地方交付税総額の確保・充実

- 地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的改革等、地方交付税総額の確保・充実が必要
- 特に、臨時費目については、その全てについて延長が必要

#### (2) CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進のための税財源等の確保・充実

- 2050年カーボンニュートラルに向けて、国全体での取組が必要な中で、地方においても対応が必要
- 地方において発生する追加の需要を的確に反映した上で、現在検討中の炭素税の導入に当たって適切に地方へ配分するなど、税財源の確保・充実が必要
- 公共用および公用施設の省エネ化を推進するため、新設・建替えに対する地方財政措置の充実が必要

#### (3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 法人事業税の分割基準については、フランチャイズ企業等、事業形態の多様化と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源帰属の適正化を図ることが必要
- デジタル課税に係る新たな国際ルールの制定により、日本に帰属する法人の利益が増加する場合は、それを国税のみならず、地方税にも適切に反映させることが必要

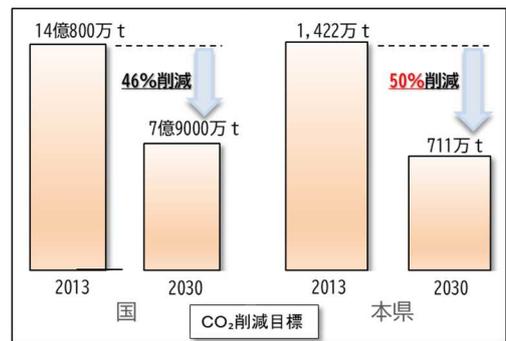
## (本県の取組状況と課題)

### (1) 地方交付税総額の確保・充実

- 県は、「滋賀県行政経営方針2019」を定め、歳入・歳出両面から収支改善に取り組んでいるが、社会保障関係費の増嵩や老朽化対策、国土強靱化対策など、拡大する行政需要に適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。
- 少子化や人口減少、地域社会の維持再生、地方のDXの推進など、様々な課題は継続して存在していることから、臨時費目については、引き続き、財政上の措置が必要である。
- 特に、「地域デジタル社会推進費」については、令和4年度までとされているところであるが、計画年度を令和7年度までとする総務省の「自治体DX推進計画」に基づき、本県も令和4年度を始期とする「滋賀県DX推進戦略」を策定し集中的に取り組むこととしており、今後も需要が発生することから、継続が必要である。

### (2) CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進のための税財源等の確保・充実

- 国で2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しているが、本県でも、「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定し、2030年度に温室効果ガスを2013年度から50%削減することを目指している。
- 本県の県域全体で1兆7千億円の投資が必要であるとともに、県としても、令和4年度当初予算で約64億円の所要経費を計上している。
- こういった地方の需要に的確に対応するためには、現在検討中の炭素税の導入の際は、適切に地方に配分する等により、地方税財源を確保することが不可欠。
- なお、炭素税の導入により、既存税制が見直される場合には、地方税収への影響にも配慮が必要。
- 県が率先して公共施設等のZEB化や高効率機器の導入などによる省エネ化を推進していくにあたり、改修だけでなく新設・建替えも対象とする新たな地方財政措置が必要。



### (3) 税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- フランチャイズ店舗では事業活動により生み出された収益の一部がロイヤリティとして本部企業の収益になる一方で、当該店舗は本部企業の分割基準の対象とならないなど、事業活動に応じた税収が県に十分に帰属していない。

要望内容：フランチャイズ企業においてはフランチャイズ店舗を本部企業のみなし事業所とするなど、企業の組織形態や事業活動の変化に対応した分割基準の見直しを図ること

- 既存の国際課税原則では適正な課税が困難である企業に対する新たな課税(デジタル課税)に係る国際的なルールの制定作業がOECDで進められているところであるが、その結果が地方税制へどう反映されることになるのかが不透明である。

要望内容：新型コロナウイルス感染症により、電子商取引等は拡大が続くと見込まれる。新たな国際ルール制定時には、国税のみならず、地方税収に適切に反映される法人課税制度を検討すること。

担当：(1) 総務部財政課財政企画係／市町振興課課財政係 TEL 077-528-3182／3237  
 総合企画部DX推進課地域DX連携推進室 TEL 077-528-3380  
 (2) 総務部財政課財政企画係／市町振興課課財政係 TEL 077-528-3182／3237  
 総務部行政経営推進課経営企画係 TEL 077-528-3290  
 総合企画部CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課計画調整係 TEL 077-528-3493  
 (3) 総務部税政課企画管理係 TEL 077-528-3211



「経済」・「社会」・「環境」の調和による  
持続可能な滋賀



しがCO<sub>2</sub>  
ネットゼロ  
ムーブメント



母なる湖・琵琶湖。  
—あずかっているのは、滋賀県です。



2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

表紙は琵琶湖のヨシ紙を使用しています